○内閣府告示第二百三十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二十五日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　徳島県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　徳島県の全域

○内閣府告示第二百四十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二十五日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　高松市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　高松市の全域

○内閣府告示第二百四十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二十五日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　長崎県及び五島市並びに長崎県南松浦郡新上五島町

二　地域活性化総合特別区域の範囲　五島市及び長崎県南松浦郡新上五島町の全域

○金融庁告示第六十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成二十二年金融庁告示第百三十一号（最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月七日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条中「第五十七条の二十一」の下に「第一項及び」を加え、「最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十号。第三条において「最終指定親会社連結自己資本規制比率告示」という。）第三条の規定に基づき同告示第二条に規定する」を「平成二十二年金融庁告示第百三十号（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件。以下「最終指定親会社連結自己資本規制比率告示」という。）第二条の規定に基づき」に、「以下「連結自己資本規制比率」という」を「同条に規定する連結自己資本規制比率をいう。以下同じ」に改め、同条を次のように改め、同条を同条第一項とする。

経営の健全性の状況に係る区分	
区　分	連結自己資本規制比率
非対象区分	連結自己資本規制比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上 二　連結Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上 三　連結総自己資本規制比率　八パーセント以上
第一区分	連結自己資本規制比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲
命令の内容	最終指定親会社及びその子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）の経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出及びその実行の命令
第二区分	連結自己資本規制比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 二　連結Ｔｉｅｒ１比率　三パーセント以上六パーセント未満 三　連結総自己資本規制比率　四パーセント以上八パーセント未満
	次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令 一　最終指定親会社及びその子法人等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　最終指定親会社及びその子法人等の配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三　最終指定親会社及びその子法人等の総資産の圧縮又は増加の抑制 四　子法人等（対象特別金融商品取引業者（法第五十七条の十二第三項に規定する対象特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）を除く。）の株式又は持分の処分 五　その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	連結自己資本規制比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント以上一・一三パーセント未満 二　連結Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント以上一・五パーセント未満 三　連結総自己資本規制比率　〇パーセント以上二パーセント未満
	最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなくなるための措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令
第四区分	連結自己資本規制比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント未満 二　連結Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント未満 三　連結総自己資本規制比率　〇パーセント未満
	三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置の命令

第一条に次の一項を加える。

2　前項の表中「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本規制比率」とは、最終指定親会社連結自己資本規制比率告示第二条に係る算式により得られる比率をいう。

第二条中「前条」の下に「第一項」を加える。